

新発田市 地域協働推進計画

令和3年3月



新発田市

1. はじめに.....	1
1-1 計画策定の趣旨.....	1
1-2 計画の位置付け・期間.....	2
1-3 協働とは.....	3
2. 新発田市を取り巻く現状と 市民協働を推進するための視点.....	4
2-1 協働のまちづくりを取り巻く社会情勢.....	4
2-2 新発田市における主な協働の取組.....	5
2-3 新発田市における市民協働を推進するための3つの視点.....	8
3. 基本方針.....	9
3-1 基本理念.....	9
3-2 基本目標.....	9
4. 基本施策.....	10
4-1 施策の体系.....	10
4-2 基本施策.....	11
4-3 推進体制.....	20
資料編.....	21
市民参画と協働による新発田市まちづくり基本条例.....	21
市民アンケート調査、ヒアリング.....	26
計画の策定体制等.....	37

1. はじめに

1-1 計画策定の趣旨

新発田市では、平成 19 年に「市民参画と協働による新発田市まちづくり基本条例」を施行し、まちづくり活動に取り組む地区組織が市内全 17 地域に設立されたほか、地域活動の拠点となるコミュニティセンターの整備等を進めてきました。また、市民のまちづくり活動をサポートするため、地域おこし協力隊制度を導入するとともに、平成 29 年には中間支援組織である新発田市地域づくり支援センターを設置し、担当職員を配置しています。

一方で、人口減少や少子高齢化等が進行し、自治会・町内会等の地域組織役員のなり手不足、地域行事や共同作業の実施が難しくなる等、地域活力の低下が懸念されるとともに、時代の変化とともにライフスタイルや市民ニーズがますます多様化し、地域課題が複雑化、深刻化、高度化しています。

このような地域の課題解決や活力ある地域づくりを実現していくため、市民、自治会・町内会等の地域組織、ボランティアやNPO等の市民活動団体、企業、学校等、多様な立場の人たちが対等な立場でお互いに連携して協力し合う「協働のまちづくり」を推進していくことが必要です。

本計画は、新発田市における協働のまちづくりをより一層推進していくための方向性を示す基本指針として、上位関連計画等と整合性を図り策定するものです。

本計画の推進により、市民、地域、企業、学校等、多様な立場の人たちが主体性をもってまちづくりの担い手として力を発揮し、新発田市まちづくり総合計画に掲げる「住みよいまち日本一 健康田園文化都市・しばた」を共に創り上げていきます。

1-2 計画の位置付け・期間

本計画は、「新発田市まちづくり総合計画」の分野別施策【市民参画と協働】及び「しばた魅力創造戦略」の基本目標【まちづくり】に関連する個別計画として位置付けるとともに、「市民参画と協働による新発田市まちづくり基本条例」に基づく市民協働のまちづくりを推進するために策定するものです。

計画期間は、令和3年度から令和9年度までとし、各年度において、取組内容や進捗状況を確認し、必要に応じて見直すこととします。

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
まちづくり 総合計画	まちづくり総合計画（基本構想・基本計画）								
						↓	R6～R9の見直し/R10～R13の策定		
	基本構想・基本計画（R6～R13）								
地域協働 推進計画	地域協働推進計画								
	各年度、進捗状況等を確認・必要に応じて見直し								

1-3 協働とは

平成19年に制定した「市民参画と協働による新発田市まちづくり基本条例」では、協働とは、「市民と市がそれぞれの果たすべき役割及び責任を自覚し、相互に補完し、協力し合うこと」としています。

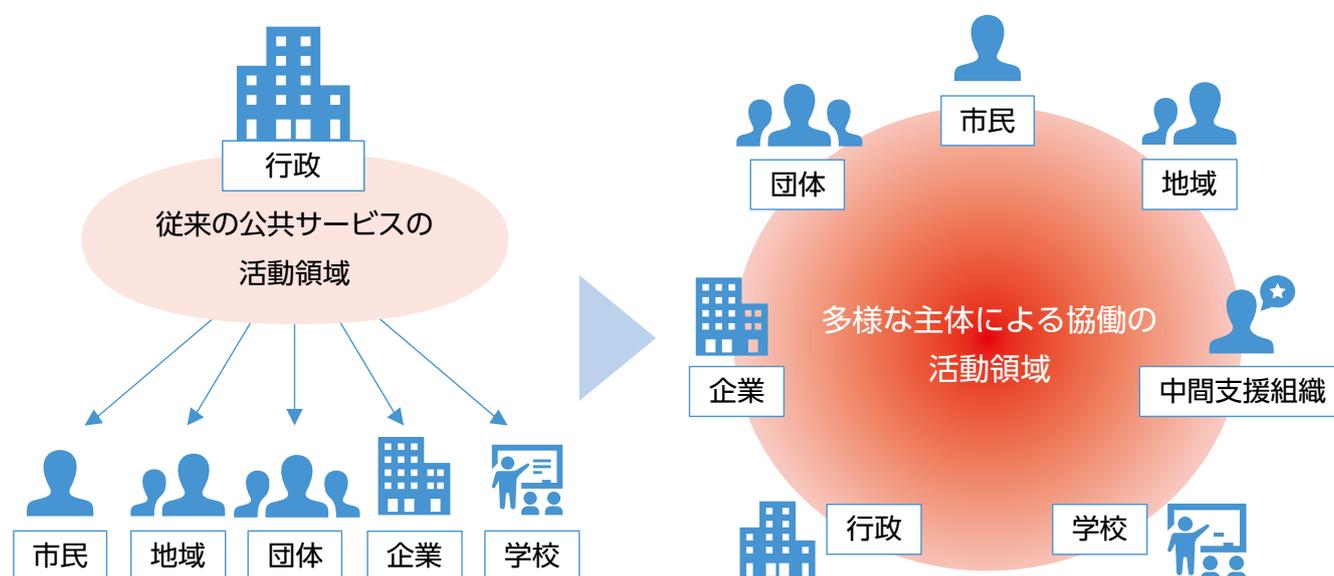
本計画では、「市民」の領域を、個人としての市民、自治会・町内会等の地域組織、ボランティアやNPO等の市民活動団体、企業や教育機関等、多様な個人・団体を活動主体として捉え、「協働のまちづくり」を以下のように位置付けます。

市民、地域組織、市民活動団体、企業、教育機関、市等、多様な主体が地域の課題等を自分事として捉え、目的を共有し、対等な立場で、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚し、補完・協力し合いながら共に進めていくまちづくり活動。

主にこれまでのまちづくりは、市が市民の意見や要望を聞き、それに応じて様々な施策を立案し、市民等に行政サービスを提供するものでした。

しかし、人口減少や少子高齢化、市民のライフスタイルの多様化により、地域課題も多様化・深刻化しています。このような状況の中で、これまでどおり、市からの行政サービスで様々な課題に対応する、あるいは特定の個人や団体に課題を解決することが困難になってきています。

「住みよいまち日本一 健康田園文化都市・しばた」の実現を図るためにも、「協働」をまちづくりの手法の一つとして活用し、多様な主体が足りない部分を補完し、協力し合いながらまちづくりを進めていくことが重要です。



図：国土交通省作成資料を一部加筆

2. 新発田市を取り巻く現状と 市民協働を推進するための視点

2-1 協働のまちづくりを取り巻く社会情勢

(1) 人口減少と地域の活力の低下

我が国では平成 20 年以降人口減少に転じ、新発田市においては平成 7 年の 106,563 人をピークに減少傾向が続き、少子高齢化が進んでいます。特に山間部の地域ではその傾向が強く、自治会・町内会の担い手が不足し、地域行事の規模縮小・廃止等、地域活動が低迷することによって住民同士の交流が減少し、地域の賑わいや地域への愛着が薄れるおそれがあります。

それに伴って、地域の共助¹の仕組みの低下、一人暮らし高齢者の増加、空き家・空地の増加、公共交通確保等の様々な地域課題もみられます。

(2) 市民ニーズの多様化

社会・経済情勢が大きく変わる中で、人々の価値観やそれに伴うライフスタイルが変化しています。近年では、ICT（情報通信技術）の進歩により、コミュニケーションの手段も多様化しています。

人々の暮らしの変化に伴い、市民のニーズ、求められるサービス等も複雑化し、これらを全て行政の公共サービスだけで対応することが難しくなっています。

(3) 社会的課題を解決するための新たな仕組み・考え方

これまでの市民活動は、どちらかと言えば公的機関からの補助金等を中心として活動が行われていましたが、近年は休眠預金等活用法の施行、クラウドファンディングの普及、ふるさと納税の活用等、公益的活動を支える新たな資金調達の手法が生まれています。

また、平成 27 年に国連で採択された SDGs（持続可能な開発目標）を受け、我が国においてもアクションプランを策定し、社会的課題を解決するために、企業活動や地方行政においても SDGs の考え方が普及し始めています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対策として、3密の回避等の「新しい生活様式」の実践が求められるほか、リモートワークによる働き方の変化、生活行動が変わったことによる消費傾向の変化等、私たちの日々の生活行動や世の中の社会活動全般に与えた影響を踏まえ、市民協働の在り方やまちづくり活動を検討していくことが求められています。

¹ 共助：近隣同士・地域内でお互いに助け合うこと。

2-2 新発田市における主な協働の取組

(1) 中間支援組織の設立・運営

新発田市では、自治会・ボランティア・NPO・学校・企業等のまちづくり活動を支援するために、平成 29 年 10 月に中間支援組織である「新発田市地域づくり支援センター」を開設しました。

同センターには担当職員を配置し、市民のまちづくり活動の相談や、各種団体等をつなぐコーディネート業務、まちづくり活動に関する資金調達支援、講師派遣等を行っています。

これにより、同センターがコーディネーターとなり、市民と共にまちづくり活動に取り組む事例が増えてきています。



(相談窓口)



(出張相談・講師派遣)



(地域づくりフォーラム)

(2) コミュニティセンターの整備

現在、市内 10 か所に地域活動の拠点となるコミュニティセンターがあります。令和 4 年度には、豊町ふれあいコミュニティセンターを建て替え、東新町と高浜を合わせた東豊地区全体を拠点とする東豊コミュニティ防災センターを整備する予定です。

平成 18 年度から指定管理者制度によって、地域住民が組織する団体や地元 NPO が施設管理を行っています。

(3) 地域活動の情報発信

新発田市が発行する「広報しばた」や中間支援組織が発行する「地域づくり情報誌」のほか、「RADIO AGATT (エフエムしばた)」等を通して、市内のまちづくりの活動紹介等の情報発信を行っています。

市内で活動する各種団体の周知、団体同士のつながりづくりを促進するため、平成 21 年度から令和元年度まで「まちづくりフェスタ」を開催しました。

令和 2 年度には、胎内市と聖籠町と連携して、各市町の市民活動団体の紹介をまとめた冊子の作成を行いました。

(4) 市政への市民の声の反映

平成 12 年度から「市長への手紙」を開始し、その後、回答内容をホームページで公表するほか、各支所等に閲覧簿を設置しています。

あわせて、平成 12 年度から「自治会連合会市政懇談会」を実施し、市政への市民の声の反映に努めています。

平成 16 年度から、市職員が地域に出向き、市の取組や暮らしに役立つ情報等を説明する「まちづくり出前講座」に取り組んでいます。

平成 26 年度から、ホームページに「各課への問合せフォーム」を設置し、市民の意見や提案等を直接聞ける窓口を設置しました。

新発田市では、毎年度「新発田市市民参画評価総括会議」を開催し、年度ごとの市民参画・協働に関する取組を総括するとともに、その結果を市民に公表しています。



(自治会連合会市政懇談会)

(5) 地域おこし協力隊の配置

平成 28 年度より、総務省の「地域おこし協力隊²」制度を導入し、地域住民との協働によるまちづくり活動を展開しているほか、観光協会や中間支援組織に配置し、それぞれの課題に応じた活動を行っています。

令和 2 年 12 月現在、8 名が新発田市内で活動しています。



(たき火交流会)



(ものづくりを通じた交流の場)

² 地域おこし協力隊：人口減少や高齢化が進む地域を対象に、地域活動の担い手となる人材を地域外から誘致し地域の活性化を図り、併せて地域への定住及び定着を図る総務省の事業。

(6) 市民等によるまちづくり活動

新発田市では 333 の自治会・町内会が組織され、環境美化活動や地域のお祭り、イベント等、それぞれの地区の特色を活かした活動や、ワークショップ等を通じて自主的に地域の課題解決に取り組む動きもみられます。

また、自治会連合会の働き掛けにより、平成 24 年度までに市内全 17 地域で、まちづくり活動に取り組める地区組織が設立され、地区代表による定例会議を毎月開催しています。

このほかにそれぞれの地区では、子ども会や老人クラブ、自主防災組織等が組織され、このような団体を取りまとめるかたちで、自治会連合会や老人クラブ連合会、防災協会が活動を行っています。

まちづくり活動団体と行政の連携を密にするため、平成 26 年度からは、NPO 法人の認証事務の取扱を開始しました。

近年は、設立に関する相談よりも、会員の高齢化や減少等に伴う解散に関する相談が多い傾向にあります。令和 2 年 12 月現在、新発田市では NPO 法人 24 団体が認証されています。

新発田市社会福祉協議会では、ボランティア活動に取り組みたい市民と、サポートしてほしい市民・団体・地域とのマッチングや情報提供、講座や研修会等を開催しています。さらに、地域の課題やこれからの地域の在り方についてワークショップ等を開催し、その結果を地域福祉計画として取りまとめ、市民が主体となったまちづくり活動を促進しています。

敬和学園大学では、大学内にボランティアセンターを開設し、学生が地域に出向き様々な活動を行っています。さらに学生コーディネーターを配置して、地域のニーズとボランティア学生との調整も学生自身が行っています。

また、企業と自治会が連携した環境保全活動の取組、企業が学校と連携し教育支援活動等を行う動きも一部で見られます。



(地域主催 地域防災に関する研修会)

2-3 新発田市における市民協働を推進するための3つの視点

本計画の策定にあたり、アンケート調査及び市内でまちづくり活動等を実践する団体を対象にしたヒアリング調査を行いました。

■アンケート・ヒアリング概要（調査内容等、26 ページ参照）

アンケート	① 18 歳以上の市民 配布数 1,500 票（無作為抽出）／回収数 474 票／郵送法 ② 市内学生 回答数 260 / インターネット・アンケート票の配布・回収
ヒアリング	実施団体 23 団体

これらの調査結果等を踏まえ、今後、新発田市における市民協働を推進するために必要な3つの視点を、次のとおり整理します。

(1) きっかけ・きづき ～まちづくり活動に必要な「主体性」～

自治会・町内会、NPO やボランティア団体等、まちづくり活動を担う各種団体からは、会員の減少や高齢化等により、活動を担う人材の不足等の課題を挙げています。

協働のまちづくりを進めていくためには、なによりも市民を始め、地域や市民団体、企業、教育機関、行政等、それぞれが地域の課題や困りごとを自分事として捉え、行動に移す主体性を持つこと（意識）が必要不可欠です。

子どもの頃から地域への郷土愛を育み、自分たちの住んでいる地域・暮らしに誇りと愛着を持つことで、地域のために活動する人材を増やしていくことが重要です。

(2) つながり・ひろがり ～まちづくり活動の輪を広げる～

アンケート調査からは、現在自治会・町内会活動や市民活動に参加していなくても、今後参加したい意向を示す人たちが見られます。また、地域の課題が多様化・複雑化し、人口減少や少子高齢化が進む中で、その地域や団体だけで課題の解決を図ることが難しくなっています。

それぞれの地域や団体等の課題等と、市内の多様なヒト・モノ・コトを有機的に組み合わせながら、課題解決に向けた取組が活発になるよう、産学官民の多様な主体の連携を促進していくことが重要です。

(3) ふかまり ～まちづくり活動の持続～

まちづくり活動を維持・活性化していくためには、共に活動する仲間を増やすこと、団体の運営資金の確保、活動の質的向上等、様々な要素が必要です。

まちづくりに関わる各種団体が持続してその活動を続けられ、そのノウハウが今後（次世代）のまちづくり活動にも活かせるよう、支援内容・体制を充実していくことが重要です。

3. 基本方針

3-1 基本理念

多様な主体が連携・協働により、共に支え合うまち

市民、地域（自治会・町内会）、NPO、企業、学校、行政等の多様な主体が分野横断的に連携・協働してまちづくりに関わり、それぞれの特性を活かした取組を進めることで、持続可能なまちづくりを目指します。

3-2 基本目標

(1) 協働を担う人づくり

これからのまちづくり活動を担う人材を確保・育成するため、若者世代から社会経験豊富で豊かな知識や技術を持つ高齢者世代まで、幅広い年齢層に情報発信し、主体的な参加を働き掛け、また、市内の企業、学校、市内在住の外国籍住民、あるいは市外の個人や団体等、多様な主体との連携を促進することで、地域のために活動する人材を増やしていくことを目指します。

(2) 協働を実現する場づくり

これからまちづくり活動に関心を持つ方が相談できる窓口の充実や参加しやすい環境をつくること、多様な主体が連携したまちづくりに取り組む機会・きっかけを拡充していくことを目指します。

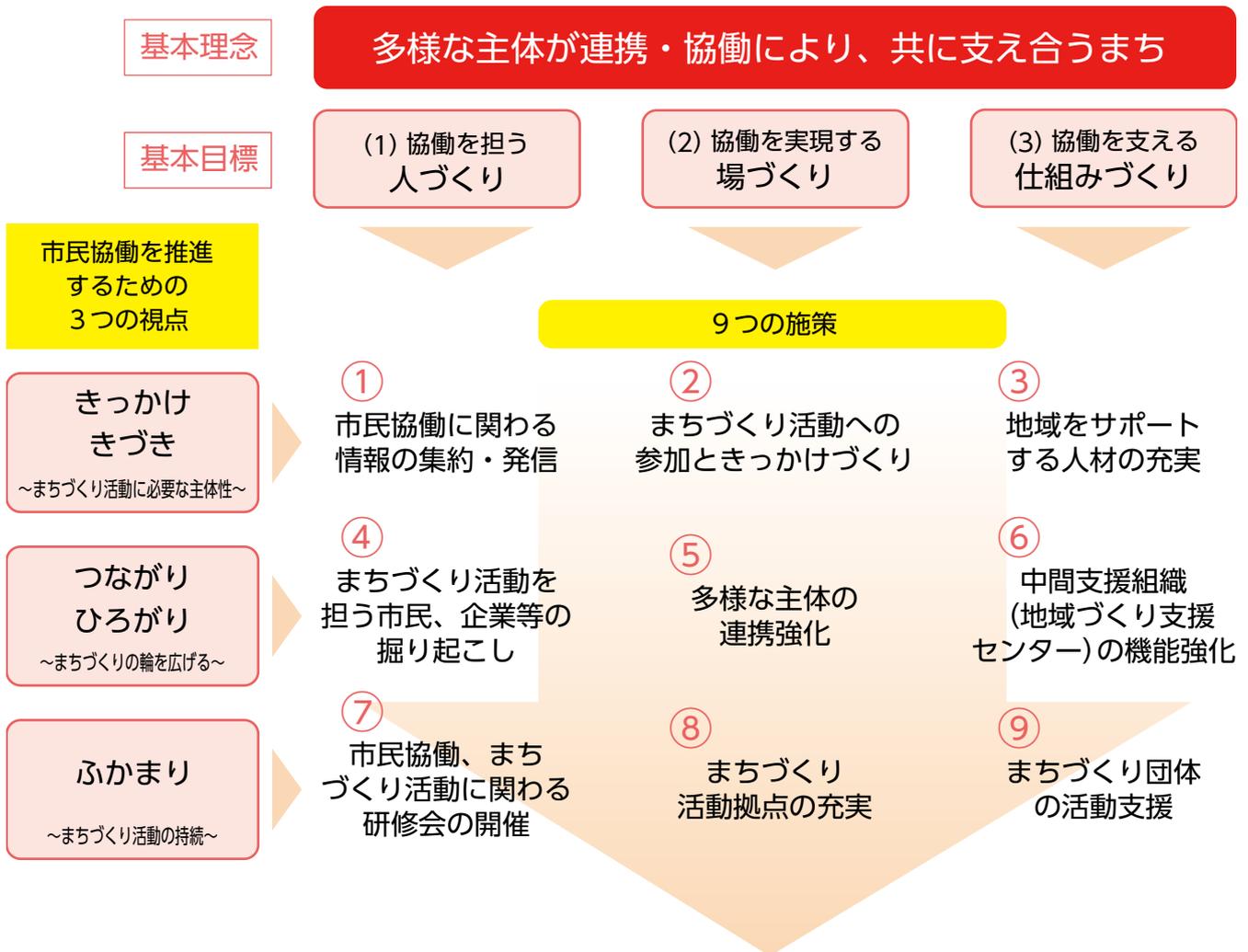
(3) 協働を支える仕組みづくり

多様な主体の連携・協働を進めるため、まちづくり活動を担う人材（プレイヤー）だけでなく、様々な課題を的確に捉え、必要に応じて多様な主体の連携を促進しながら課題解決のためのアクションを企画・調整できる人材（コーディネーター）も重要であることを踏まえ、地域おこし協力隊制度の活用や中間支援組織（地域づくり支援センター）の機能等、まちづくり活動を支える様々な仕組みの強化を目指します。

4. 基本施策

4-1 施策の体系

本計画では、下記の体系により9つの施策に取り組みます。



■数値目標

項目	現状値	R5
まちづくり活動を行う団体の活動内容を紹介する冊子に掲載する団体の数	29 団体	35 団体
中間支援組織が資金調達支援を行って市民協働に取り組んだ団体のうち、目標を達成した団体の割合	—	80.0%
複数の主体が連携して地域課題等の解決に取り組む回数	20 回	30 回

4-2 基本施策

前頁の施策体系に応じて、以下の9つの施策を進めていきます。

施策を推進するに当たっては、「新発田市」「中間支援組織（地域づくり支援センター）」「市民」「地域組織（自治会・町内会等）」「市民団体（ボランティアやNPO等）」「企業」「学校」の主体ごとに、主に取り組む内容を示します。

施策1 市民協働に関わる情報の集約・発信

まちづくり活動に対する具体的なイメージや連携することのメリット等に関する情報を広く市民等に提供するため、活動団体の紹介や協働事例の紹介等、まちづくり活動の情報の積極的な収集・発信を行います。

取組主体	主な取組内容
新発田市	<ul style="list-style-type: none"> ○市民協働やまちづくり活動に関する情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報しばた ・ 新発田市ホームページ ・ 各課等で作成するまちづくり活動を行う団体等を紹介する冊子 等
中間支援組織	<ul style="list-style-type: none"> ○協働事例の紹介 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域づくり支援センター広報誌 ・ 地域づくり支援センターホームページ ○多様な主体との意見交換を通じた、市民協働に関わる情報収集
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○協働のまちづくりへの理解 ○まちづくり活動を行う団体等の情報収集
地域組織	<ul style="list-style-type: none"> ○協働のまちづくりへの理解 ○団体の困りごとや活動内容等について、市や中間支援組織、他の団体との情報交換 ○インターネットやSNS等を活用した、活動内容の情報発信
市民団体	
企業	
学校	

施策 2 まちづくり活動への参加ときっかけづくり

まちづくり活動の担い手を増やすため、これからの地域を担う学生等の若者や社会経験豊かな高齢者世代等、幅広い世代に向けて、まちづくり活動への参加を積極的に呼び掛け、地域に関わる機会の創出を図ります。

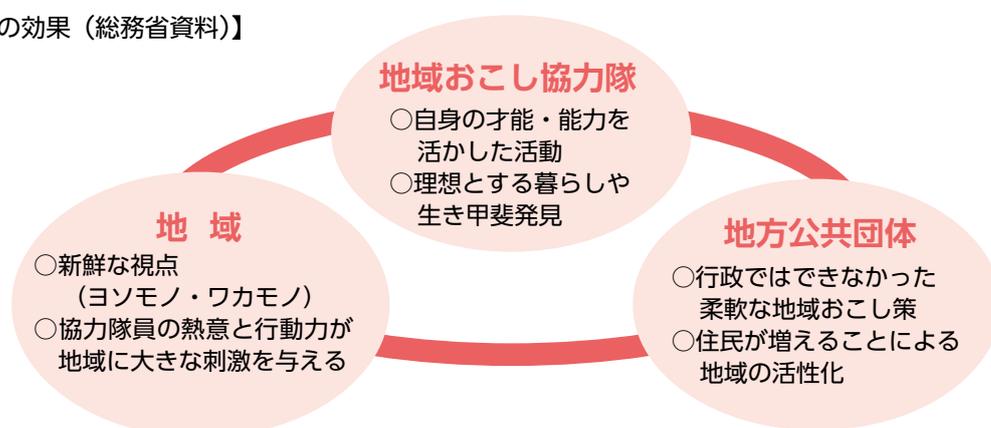
取組主体	主な取組内容
新発田市	<ul style="list-style-type: none"> ○「まちづくりドラフト会議」等、若者世代がまちづくり活動に積極的に関わる機会の提供 ○「健康長寿アクティブプラン」に基づく取組等を通じ、高齢者世代が地域組織や市民団体の活動にも参加しやすくするきっかけの提供 ○市民参画の機会の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント、ワークショップ、市長への手紙、まちづくり出前講座 等
中間支援組織	<ul style="list-style-type: none"> ○まちづくり活動に関心を持つ市民の相談対応 ○まちづくり活動に関わる団体の連携促進を図る事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップ、フォーラム 等
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○日頃からのご近所づきあい（あいさつ、声掛け等） ○様々な機会を通じた、まちづくり活動への参加 <ul style="list-style-type: none"> ・住民運営の通いの場（ときめき週一クラブ） 等
地域組織	○幅広い世代が参加しやすい体制づくりや活動内容の見直し
市民団体	○インターネットや SNS 等を活用した、活動内容の情報発信【再掲】
企業	<ul style="list-style-type: none"> ○地域貢献活動に参加しやすい職場環境づくりの促進 ○地域組織、市民団体、学校等と連携・協力した活動（協働）の検討 ○インターネットや SNS 等を活用した、活動内容の情報発信【再掲】
学校	<ul style="list-style-type: none"> ○地域と連携した教育活動の推進 ○まちづくり活動への参加を促進する機会の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・学生ボランティア、フィールドワーク 等 ○インターネットや SNS 等を活用した、活動内容の情報発信【再掲】

施策3 地域をサポートする人材の充実

人口減少や少子高齢化が進む地域等を対象に、住民と一緒にまちづくり活動を担う人材として、地域おこし協力隊制度や集落支援員制度³の活用等、地域をサポートする人材の確保・育成を行っています。

取組主体	主な取組内容
新発田市	<ul style="list-style-type: none"> ○地域おこし協力隊の受入を希望する地域へのコーディネート <ul style="list-style-type: none"> ・ 説明会、話し合い ・ 活動プログラム設計支援 ○地域おこし協力隊員への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 隊員の資質向上に向けた研修、外部専門家によるアドバイス ・ 市内に定住するために必要な支援 ○集落支援員制度の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域事情に詳しい人材を集落支援員として、集落の状況把握、集落点検の実施、地域の話し合いの促進
中間支援組織	○協働のまちづくり活動を担う人材育成を目的にした研修会等の実施
市民	○まちづくり活動への主体的な参加・協力
地域組織	<ul style="list-style-type: none"> ○これからの活動を担う地域の人材とリーダーの育成 ○他の団体と連携・協力した取組等（協働）の検討
市民団体	○他の団体と連携・協力した取組等（協働）の検討
企業	
学校	

【参考/地域おこし協力隊導入の効果（総務省資料）】



³ 集落支援員制度：集落への目配り役として活動する人材に対して、その人件費や活動費を国が特別交付税という形で支援する総務省の制度。

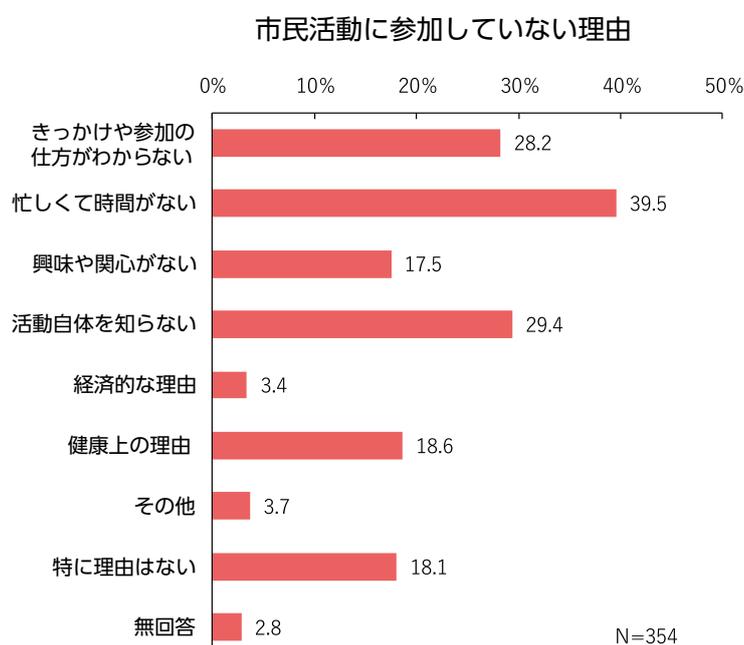
施策 4 まちづくり活動を担う市民、企業等の掘り起こし

これまで様々な理由からまちづくり活動に参加できていなかった市民や企業等に対して、活動に参加しやすい環境づくり等に取り組み、潜在的なまちづくり人材の掘り起こしを行います。

取組主体	主な取組内容
新発田市	<ul style="list-style-type: none"> ○市民協働やまちづくり活動に関する情報発信【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報しばた ・ 新発田市ホームページ ・ 各課等で作成するまちづくり活動を行う団体等を紹介する冊子 等
中間支援組織	<ul style="list-style-type: none"> ○まちづくり活動に関わったことがない人が参加しやすい講座等の実施 ○まちづくり活動に関心を持つ市民の相談対応【再掲】 ○まちづくり活動に意欲がある市民と地域組織等とのコーディネート ○地域貢献活動に関心のある企業の掘り起こし
市民	○様々な機会を通じた、まちづくり活動への参加【再掲】
地域組織	○幅広い世代、新しい世代が参加しやすい体制づくり【再掲】
市民団体	○行事やイベント等への参加・協力の呼び掛け
企業	○団体の困りごとや活動内容等について、市や中間支援組織、他の団体との情報交換【再掲】
学校	

【参考/アンケートから】

現在、ボランティアやNPO等の市民活動に参加していない方を対象に、参加していない理由をうかがうと、「忙しくて時間がない」「活動自体を知らない」「きっかけや参加の仕方がわからない」などの意見が多くみられます。



施策 5 多様な主体の連携強化

多様な主体が協働して地域の課題解決等に取り組む具体的な事例を収集し、市民やまちづくり団体、企業等に対して、市民協働のメリットや可能性等についての発信を強化し、お互いに助け合いながら課題を解決する協働意識の醸成に努めます。

取組主体	主な取組内容
新発田市	<ul style="list-style-type: none"> ○庁内における協働に関する推進体制の整備 ○多様な主体による協働に関して検討する協議会等の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・新発田市地域協働推進委員会 等
中間支援組織	<ul style="list-style-type: none"> ○複数の主体が連携して地域課題を検討する場づくり
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○複数の主体が連携して地域課題を検討する場への主体的な参加 ○連携強化につなげるための情報発信・情報共有 <ul style="list-style-type: none"> ・得意なことや協力できること ・希望する支援や協力してほしいこと ○他の団体と連携・協力した取組等（協働）の検討【再掲】
地域組織	
市民団体	
企業	
学校	

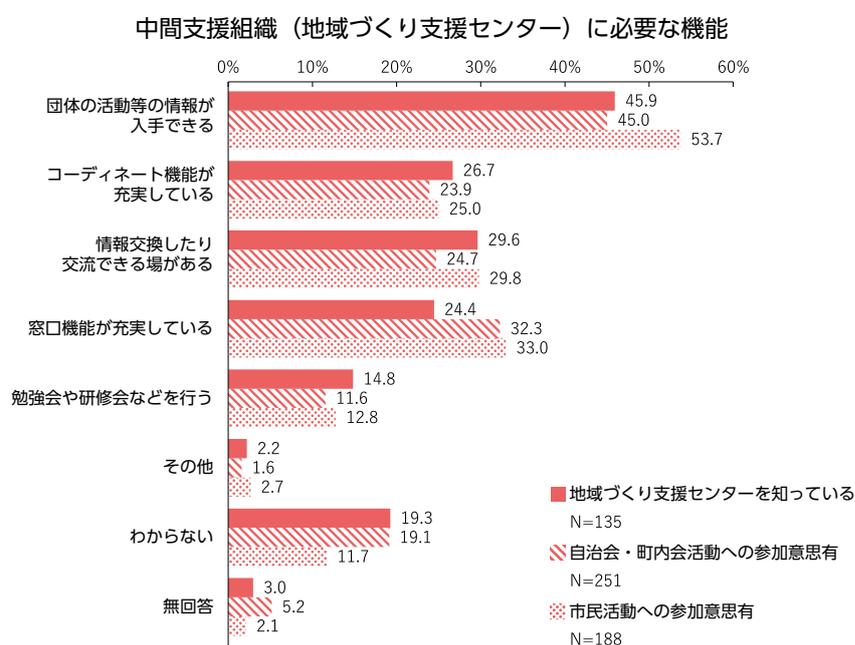
施策 6 中間支援組織（地域づくり支援センター）の機能強化

市民、地域組織、市民団体、企業、学校等、多様な主体の協働を支援するため、中間支援組織（地域づくり支援センター）の機能強化と利用促進を図ります。

取組主体	主な取組内容
新発田市	○中間支援組織への支援 ・負担金等、各種制度を活用した支援
中間支援組織	○地域づくり支援センターの認知度の向上 ・広報誌、ホームページ、事業等を通じた情報発信 ○職員（コーディネーター）の人材育成 ・相談対応、地域課題の整理・調整、合意形成等のスキル向上 ・財団等の助成事業、クラウドファンディング、休眠預金、ふるさと納税の活用等についての研究 ○市民協働を促進する事業の企画
市民	○中間支援組織の利活用 ・相談 ・活動資金調達 ・各種講座等への参加 等
地域組織	
市民団体	
企業	
学校	

【参考/アンケートから】

中間支援組織（地域づくり支援センター）を知っている人、今後まちづくり活動への参加意向を示している人に、地域づくり支援センターに必要なことを聞いたところ、「団体の活動等の情報が入手できる」「窓口機能が充実している」「情報交換したり交流できる場がある」「コーディネート機能が充実している」等の意見が多くみられます。



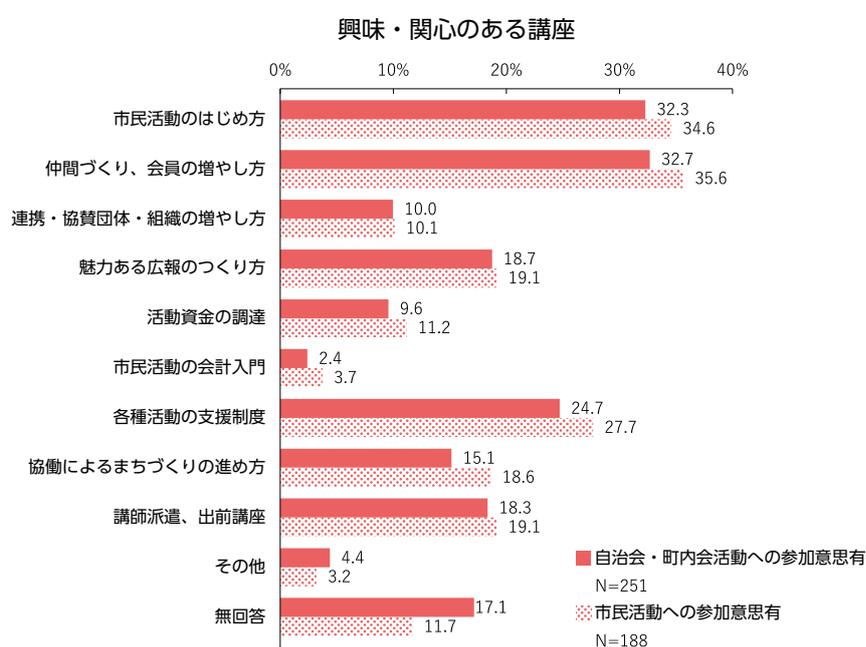
施策7 市民協働、まちづくり活動に関わる研修会の開催

まちづくり活動への関心や協働についての理解を深めるとともに、地域の課題解決やまちづくり活動団体の持続的な活動を支援するための各種講座・研修会を開催し、市民の主体的な活動を促進します。

取組主体	主な取組内容
新発田市	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会連合会への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・負担金等、各種制度を活用した支援 ○市職員を対象とした研修会等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・市民協働、多文化共生について 等
中間支援組織	<ul style="list-style-type: none"> ○まちづくり活動を行っている市民等を対象にした講座等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・先進事例の紹介、SDGsについて 等 ○他自治体での市民協働の事例の紹介
市民	○各種まちづくり活動に関わる講座等への参加
地域組織	<ul style="list-style-type: none"> ○市民協働やまちづくり活動の促進につながる取組の検討 ○各種まちづくり活動に関わる講座等への参加
市民団体	
企業	
学校	

【参考/アンケートから】

今後、自治会・町内会の活動及びボランティア等の市民活動への参加意向を示す人たちに興味・関心のある講座を聞いたところ、「仲間づくり、会員の増やし方」「市民活動のはじめ方」「各種活動の支援制度」等が多くなっています。



施策 8 まちづくり活動拠点の充実

市民の交流、まちづくり活動の拠点となるコミュニティセンターや公会堂の整備及び利便性の向上等、拠点施設の充実を図ります。

取組主体	主な取組内容
新発田市	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティセンターにおけるソフト機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生等の若者世代がまちづくり活動にチャレンジできる場づくり ・ 世代間交流の場づくり 等 ○自治会・町内会の活動拠点となる公会堂等の改修を行う際の経費の一部補助
中間支援組織	○コミュニティセンター等を活用した事業の実施
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティセンターや公会堂の積極的な活用 ○公会堂等の各地区の施設の適切な施設運営
地域組織	
市民団体	
企業	○コミュニティセンターや公会堂の活用検討
学校	

【参考／新発田市内のコミュニティセンター】

住吉コミュニティセンター	五十公野コミュニティセンター
佐々木コミュニティセンター	御幸町ふれあいコミュニティセンター
豊町ふれあいコミュニティセンター	猿橋コミュニティセンター
菅谷コミュニティセンター	加治川コミュニティセンター
七葉コミュニティセンター	川東コミュニティセンター



五十公野コミュニティセンター



七葉コミュニティセンター



川東コミュニティセンター

施策 9 まちづくり団体の活動支援

まちづくり活動の主体となる市民、地域組織、市民団体、企業、学校等の自主的な活動を様々な形で支援します。

取組主体	主な取組内容
新発田市	<ul style="list-style-type: none"> ○地域組織への支援 ○市民団体への支援 ○企業への支援 ○学校への支援 ○定住自立圏を形成する自治体等との市民協働に関する情報交換
中間支援組織	<ul style="list-style-type: none"> ○各種相談、助成金等の資金調達支援 ○それぞれの主体をつなぐコーディネート
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○市や中間支援組織等が実施する活動支援に関する事業の利活用 ○寄付金等
地域組織	
市民団体	
企業	
学校	

【参考／中間支援組織（地域づくり支援センター）地域活性化助成金】

■目的

地域団体等（自治会・学校・ボランティア団体・NPO法人・企業等）が連携・協力して、相互に課題解決を図ることで地域の活性化を目指す事業に対して助成を行うもの

■対象団体

新発田市内で活動している地域団体等

■対象経費

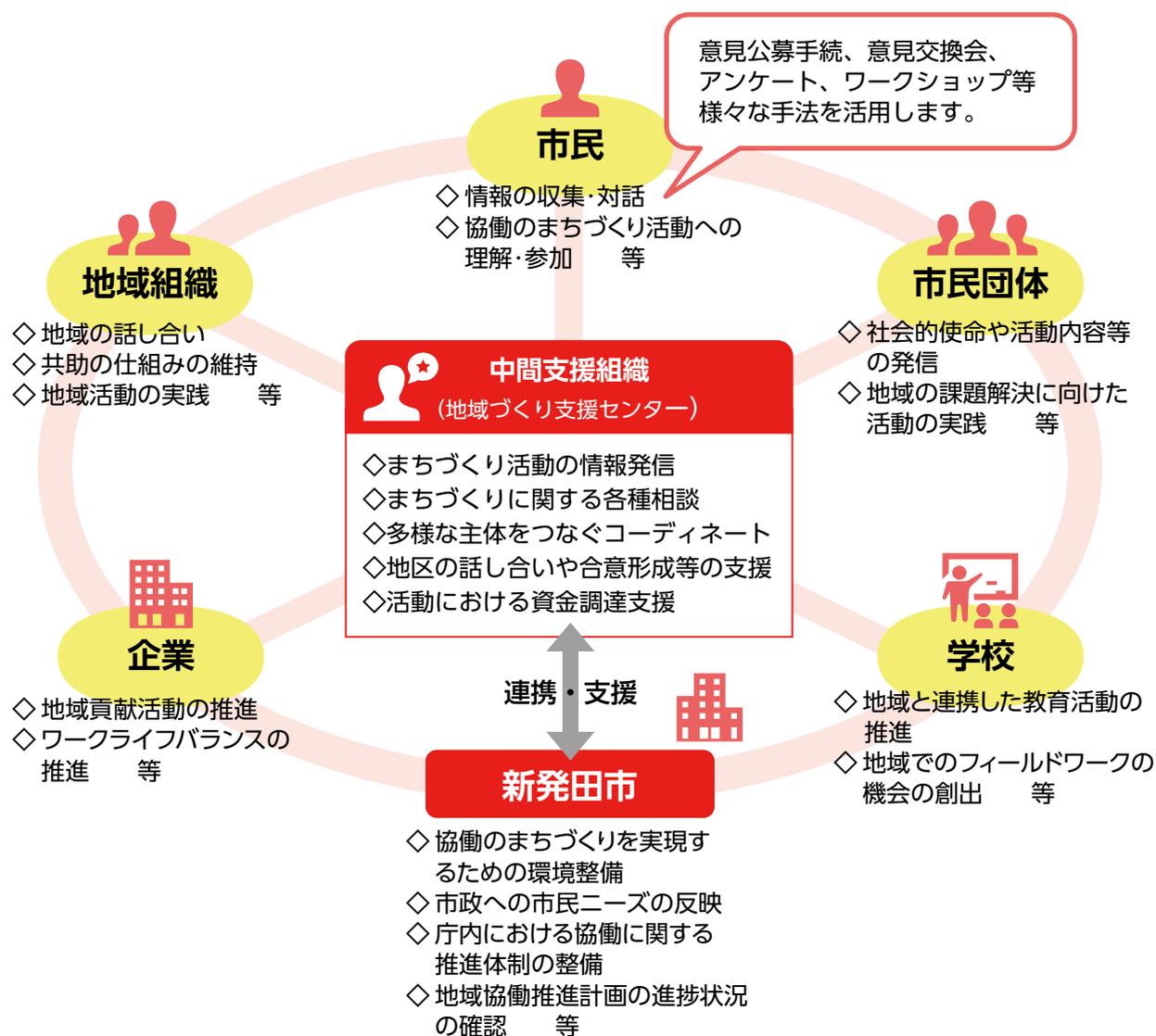
消耗品費、備品費 等

(令和2年度 地域活性化助成金チラシ)

4-3 推進体制

本計画の実行に当たっては、新発田市が協働のまちづくりを推進する上での様々な環境整備を行い、中間支援組織（地域づくり支援センター）がそれぞれの主体とのつなぎ役・コーディネート役としての役割を果たします。その上で、それぞれの主体が自らの役割を自覚・実行し、協働のまちづくりの実現を目指します。

なお、新発田市地域協働推進委員会等を通じて、本計画の取組内容や進捗状況を毎年度確認し、必要に応じて計画内容等の見直しを図ります。



市民参画と協働による新発田市まちづくり基本条例

平成 19 年 3 月 14 日

条例第 1 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 参画と協働の仕組み（第 7 条—第 15 条）

第 3 章 雑則（第 16 条）

附則

21 世紀に入り、自治体がその本来の機能を発揮し得る地方分権の時代を迎え、これまで以上に、市民と市が相互の信頼関係を醸成し、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚し、相互に補完し、協力し合いながらまちづくりを進めていくことが重要となってきました。

今後も更なる情報の共有化を図るとともに、相互の補完、協力関係を進展させることによって協働の精神を培い、個性豊かで明るく活力に満ちた地域社会を形成し、互いに喜びを分かち合えるような「愛せるまち・誇れるまち・ふるさと新発田の創造」を基本とした共創によるまちづくりの実現を目指し、発展していかなければなりません。

私たちは、自ら主体的に発言し、提案し、行動することが、まちづくりを推進するに当たっての強力な原動力になるものと自覚します。

そこで、新しいまちづくりを行うために「参画」と「協働」を基本とし、市民と市が対等の立場で意見を交わし合いながら、市政運営に市民の意向を的確に反映できる仕組みをより一層充実させていくため、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、市民参画と協働によるまちづくりに関する基本的な事項を定め、市民主体のまちづくりをより一層推進するとともに、市民と市が協働し、地域社会の発展を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) まちづくり 市民と市が、対等な立場で協働することを基本とし、明るく活力に満ちた住み良い新発田を共に創り上げることをいう。
- (2) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。
- (3) 市民参画 行政活動の企画・立案、実施及び評価の各段階において、市民が主体的に意見を述べ、行動し、又は協力することをいう。
- (4) 協働 市民と市がそれぞれの果たすべき役割及び責任を自覚し、相互に補完し、協力し合うことをいう。
- (5) 市 本市の執行機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び農業委員会）及び水道事業管理者をいう。
- (6) 意見公募手続 市が、施策の趣旨、目的、内容その他必要な事項を広く公表した上で、これらに対する市民からの意見の提出を受け、どのように検討し、どのように反映させたかなど、当該意見及びこれに対する市の検討結果を公表することをいう。
- (7) ワークショップ 特定のテーマに関する案を作成するために、参画する市民が自ら主体性を持ち、対等な立場で研究し、議論することをいう。

（基本理念）

第3条 まちづくりは、市民参画並びに市民と市の相互の信頼関係に基づく協働を基本として、推進されなければならない。

- 2 市民と市は、対等な立場で役割分担を意識しながら、意見を交わし合い、それぞれがまちづくりに主体的かつ積極的に関わっていくものとする。
- 3 市民参画は、市民の多様な価値観に基づく提案又は意見（以下「提案等」という。）に公正かつ的確に対応することを基本として、推進されなければならない。
- 4 市民参画の機会は、平等に保障されなければならない。
- 5 市民と市は、市民主体のまちづくりを推進するために情報の共有を図らなければならない。

（市民の役割と責任）

第4条 市民は、前条の基本理念にのっとり、自らできることは何かを考え行動するという自らの果たすべき役割と責任を自覚し、市民参画に努めなければならない。

- 2 市民は、前項の規定に掲げる市民参画を行おうとする場合には、新発田市全体の利益を考慮することを基本として、お互いに情報を交換し、支え合い、連携するよう努めなければならない。
- 3 市民は、前2項の規定を遵守するとともに、その精神を次世代に引き継いでいくよう努めなければならない。

（市の役割と責任）

第5条 市は、第3条の基本理念にのっとり、市民の市政への参画の機会を保障し、推進するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 市は、市民が市民参画の意義について理解を深め、さらに、市民主体のまちづくりができるよう努めなければならない。

- 3 市は、市民がまちづくりに関する情報を交換し、又はまちづくりの課題について学習を行う場合において、市民からの申出があるときは、必要な支援を行うよう努めなければならない。
- 4 市は、職員の資質向上に努めるとともに、職員は、市民とともにまちづくりを担うことを自覚し、業務を遂行しなければならない。

(情報の共有)

第6条 市は、市民の知る権利を保障しなければならない。

- 2 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。
- 3 市は、その保有する情報を市民と共有するため、市民に分かりやすい情報提供を積極的に行うとともに、市民が迅速かつ容易に情報を得られるよう多様な媒体の活用など情報を適切に収集、整理及び提供するための環境整備に努めなければならない。

第2章 参画と協働の仕組み

(市民参画と協働の対象)

第7条 市は、次の各号に掲げる施策を実施しようとする場合は、市民参画を求めなければならない。

- (1) 市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更
 - (2) 市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
 - (3) 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
 - (4) 市民の公共の用に供される大規模な施設等の設置に係る事業計画等の策定又は変更
- 2 市は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参画を求めないことができる。
- (1) 軽易なもの
 - (2) 緊急に行わなければならないもの
 - (3) 市の内部の事務処理に関するもの
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるもの
- 3 市は、第1項の規定にかかわらず、市税の賦課徴収及び分担金、負担金、使用料、手数料等の徴収に関するものは、市民参画を求めないことができる。
- 4 市は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、他の法令等の規定により市民参画の実施の基準が定められているものは、当該基準に基づき行うものとする。
- 5 市は、第1項の規定にかかわらず、市民参画を求めなかった場合は、その理由を市民に説明しなければならない。

(市民参画の時期)

第8条 市は、市民参画を求めて施策を実施しようとする場合は、当該施策のできるだけ早い時期から市民参画を求めるよう努めなければならない。

(市民参画の方法)

第9条 市は、市民参画を求めて施策を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる方法のうち施策の内容に応じて必要なものにより市民参画を求めなければならない。

- (1) 意見公募手続
- (2) 意見交換会
- (3) アンケート
- (4) ワークショップ
- (5) 附属機関及びこれに類するもの（以下「審議会等」という。）への市民公募
- (6) 前各号に準ずる方法

(情報の公表)

第10条 市は、市民参画を求めて施策を実施しようとする場合は、当該施策に関する情報を積極的に公表しなければならない。ただし、新発田市情報公開条例(平成14年新発田市条例第34号)第7条各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）にあっては、これを公表しないことができる。

(市民参画の結果の取扱い)

第11条 市は、市民参画を求めた場合は、市民からの提案等を検討し、その結果を当該市民に回答しなければならない。ただし、当該市民を特定できない場合、市民参画の方法若しくは性質により回答することが困難であると認められる場合又は次項本文の規定による公表により当該市民への回答に代えることが適当であると認められる場合は、この限りでない。

2 市は、前項本文の規定による結果を、必要に応じ、市のホームページ掲載等により公表するよう努めなければならない。ただし、不開示情報にあっては、これを公表しないことができる。

(市民の自発的な提案等の取扱い)

第12条 市民は、自発的な提案等を行おうとする場合は、別に定めるところにより行うものとする。

2 市は、前項の規定による市民からの自発的な提案等があった場合は、その提案等について検討しなければならない。

3 前項の規定による検討結果の取扱いについては、前条第1項の規定を準用する。

(審議会等の委員)

第13条 市は、その所管する審議会等の委員の構成の中に、公募により一般の市民を積極的に加えるよう努めなければならない。ただし、法令等の規定により委員の構成が定められている場合、専ら高度な専門性を有する事案を取り扱う審議会等であって公募によることが適さないと認められる場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

(市民参画の評価)

第 14 条 市は、第 3 条の基本理念にのっとり、行政運営が適切に行われているかどうか検証するため、年度ごとに市民参画に関する取組を総括し、市民に公表するとともに、その取組について市民から意見を求めるよう努めるものとする。

2 市は、前項の規定により市民から提出された意見を行政運営に反映させ、一層の市民参画に努めなければならない。

(条例の検討)

第 15 条 市は、4 年を超えない期間ごとに、前条に定める評価により、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第 3 章 雑則

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に着手され、又は着手のための準備が進められている施策であって、時間的な制約がある場合その他正当な理由により市民参画を求めることが困難であると認められる場合については、第 7 条から第 11 条までの規定は、適用しない。

市民アンケート調査、ヒアリング

1 アンケート

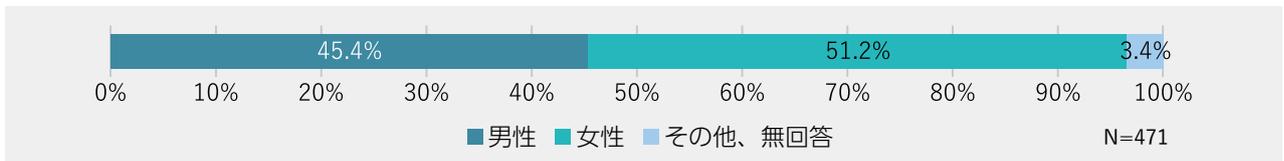
調査対象／市内在住の18歳以上の方から無作為に抽出した1,500人

実施方法／郵送法（配布数：1,500票 / 回収数 474票 / 回収率 31.6% / 有効回答数 471票）

実施期間／令和元年11月

① 回答者属性

■ 性別



■ 年齢

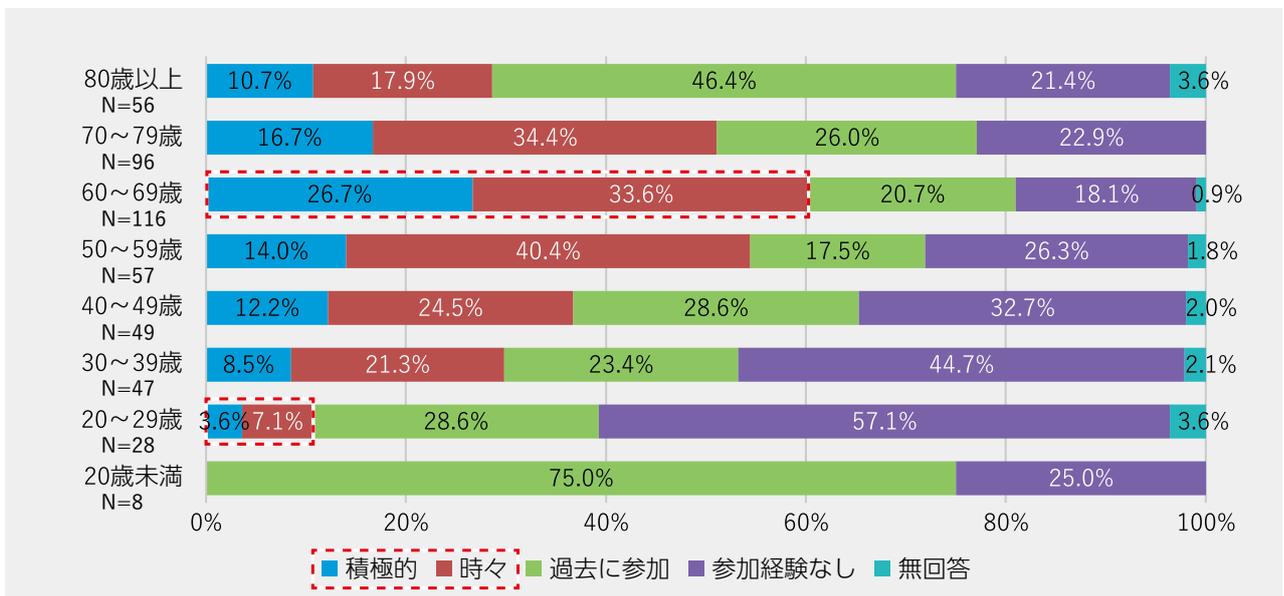
抽出割合に対して、60代以上の方の回答割合が高かったことから、別途、市内学生の調査を実施しました。（33ページ参照）



② 自治会・町内会活動

■ 参加状況

60代が最も高い割合となっている（「積極的に参加している」26.7%、「時々参加している」33.6%）一方で、20代以下の参加割合は低い割合となっています。



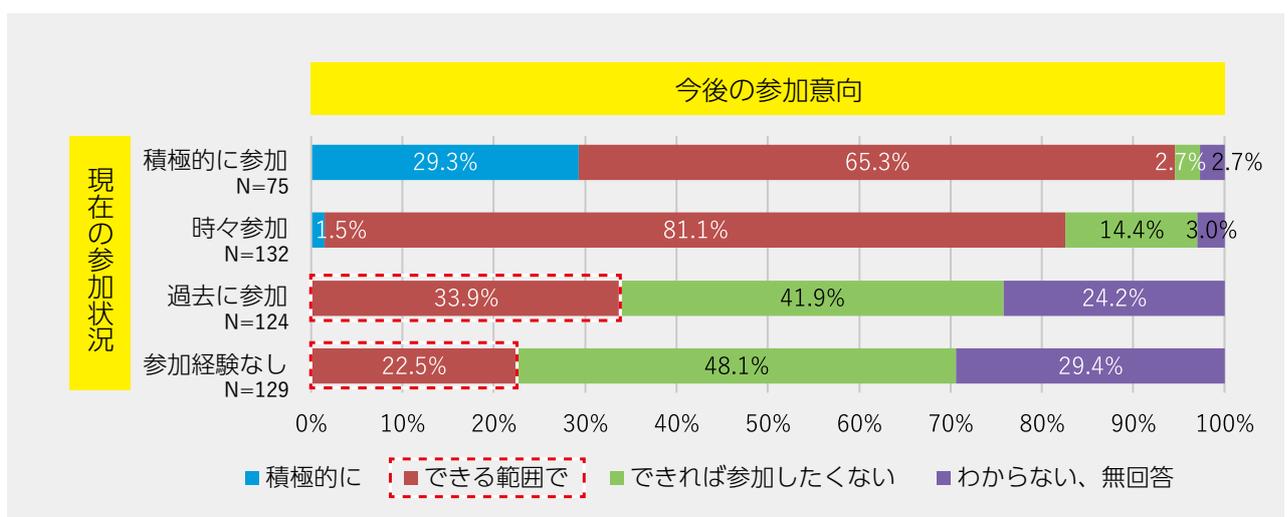
■参加していない理由（上位5項目、あてはまるもの全て）

年齢によって違いがありますが、「忙しい・時間がない」「きっかけ・機会がない」が高い割合にあります。なお、活動への参加状況の割合が高い60～69歳でも「きっかけや機会がない」が高い割合にあります。

	忙しい・時間がない	きっかけ・機会がない	健康上の理由	興味・関心がない	特に理由はない
全体 (N=253)	34.0%	20.9%	19.4%	17.0%	16.6%
20歳未満 (N=8)	62.5%	37.5%	0.0%	12.5%	12.5%
20～29歳 (N=24)	45.8%	33.3%	0.0%	37.5%	20.8%
30～39歳 (N=32)	46.9%	25.0%	3.1%	31.3%	9.4%
40～49歳 (N=30)	46.7%	20.0%	10.0%	26.7%	6.7%
50～59歳 (N=25)	44.0%	20.0%	24.0%	12.0%	28.0%
60～69歳 (N=45)	35.6%	31.1%	15.6%	13.3%	24.4%
70～79歳 (N=47)	17.0%	8.5%	31.9%	8.5%	14.9%
80歳以上 (N=38)	7.9%	13.2%	44.7%	5.3%	15.8%

■現在の参加状況と今後の参加意向

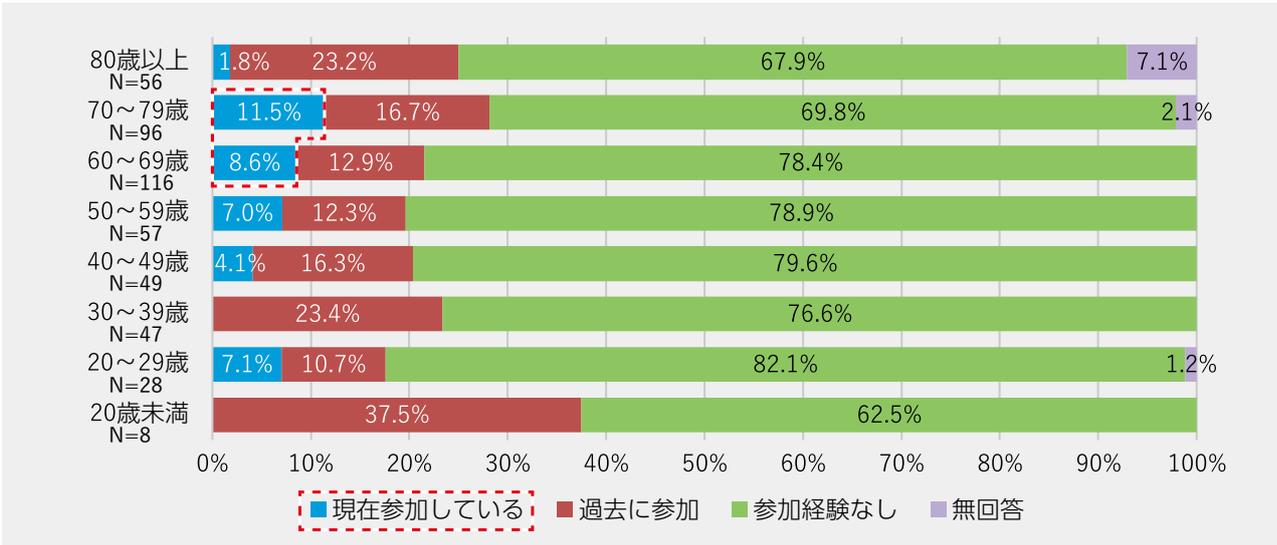
「過去に参加していた」と答えた方のうち33.9%の方が、今後「できる範囲で参加したい」と答えています。また、「参加経験なし」のうち22.5%が、今後「できる範囲で参加したい」としています。



③ ボランティアやNPO等の市民活動

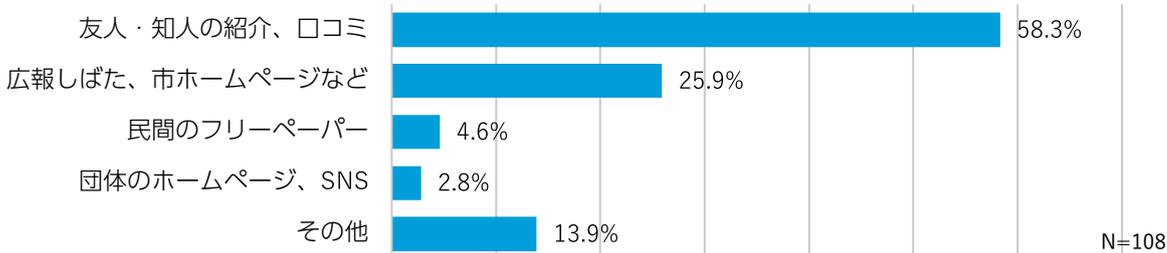
■ 参加状況

「現在参加している」の平均は6.9%ですが、60・70代では平均より高い割合となっています。



■ 市民活動を知ったきっかけ（あてはまるもの全て）

「友人・知人の紹介、口コミ」が58.3%で最も高い割合となっています。



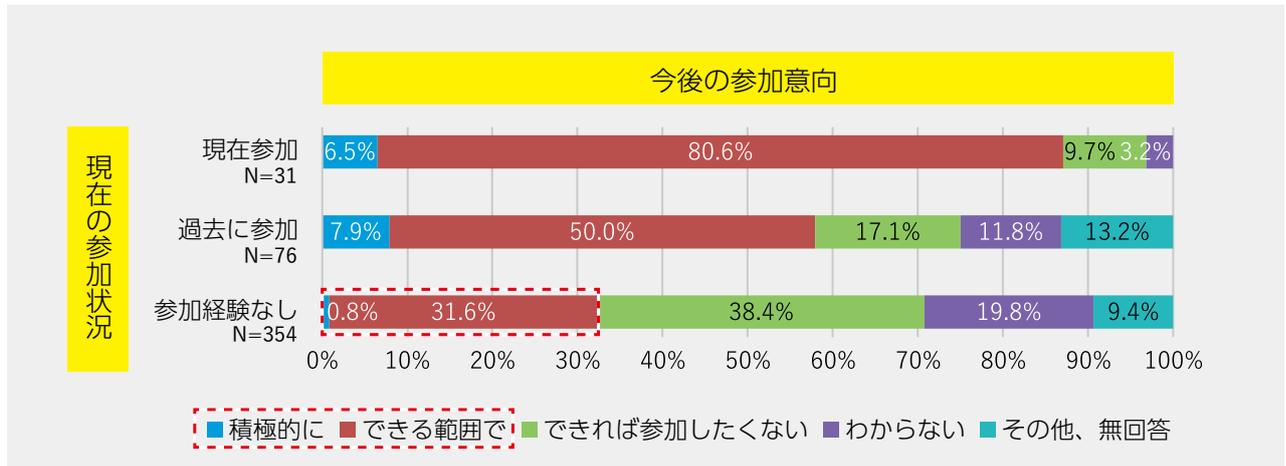
■ 参加したことがない理由（上位5項目、あてはまるもの全て）

「活動自体を知らない」「きっかけや参加の仕方がわからない」が高い割合となっています。

	忙しい・時間がない	活動自体を知らない	きっかけ・参加方法がわからない	健康上の理由	特に理由はない
全体 (N=354)	39.5%	29.4%	28.2%	18.6%	18.1%
20歳未満 (N=5)	60.0%	0.0%	80.0%	0.0%	0.0%
20～29歳 (N=23)	34.8%	34.8%	34.8%	4.3%	21.7%
30～39歳 (N=36)	44.4%	41.7%	44.4%	8.3%	11.1%
40～49歳 (N=39)	56.4%	48.7%	30.8%	7.7%	2.6%
50～59歳 (N=45)	62.2%	31.1%	28.9%	17.8%	13.3%
60～69歳 (N=91)	46.2%	31.9%	31.9%	16.5%	15.4%
70～79歳 (N=67)	22.4%	17.9%	19.4%	29.9%	35.8%
80歳以上 (N=38)	15.8%	5.3%	10.5%	42.1%	21.1%

■現在の参加状況と今後の参加意向

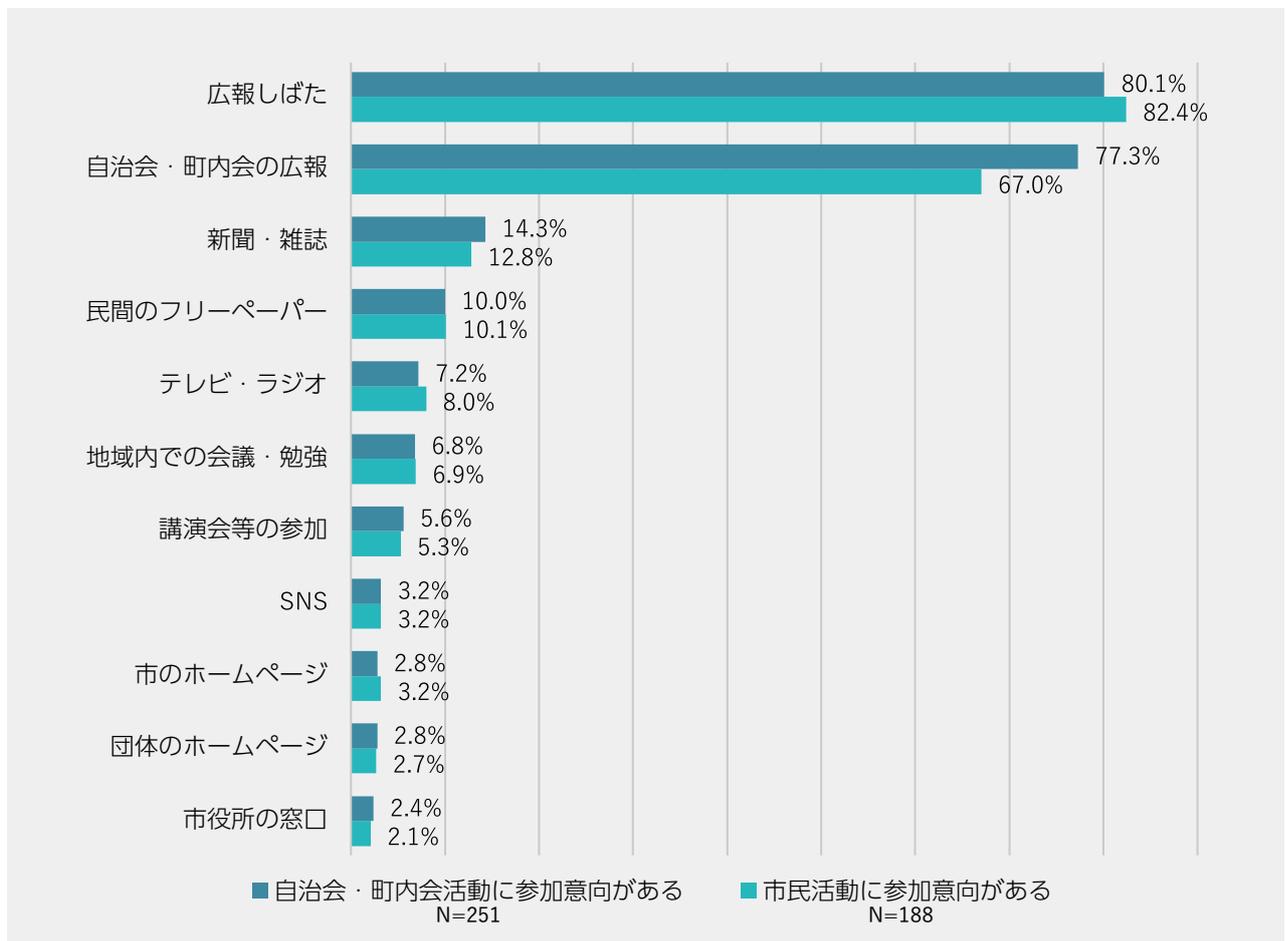
「参加経験なし」と答えた方のうち約32%の方が、今後の参加意向として「積極的に参加したい」「できる範囲で参加したい」と答えています。



④今後、活動に参加する意向がある方の傾向（まとめ）

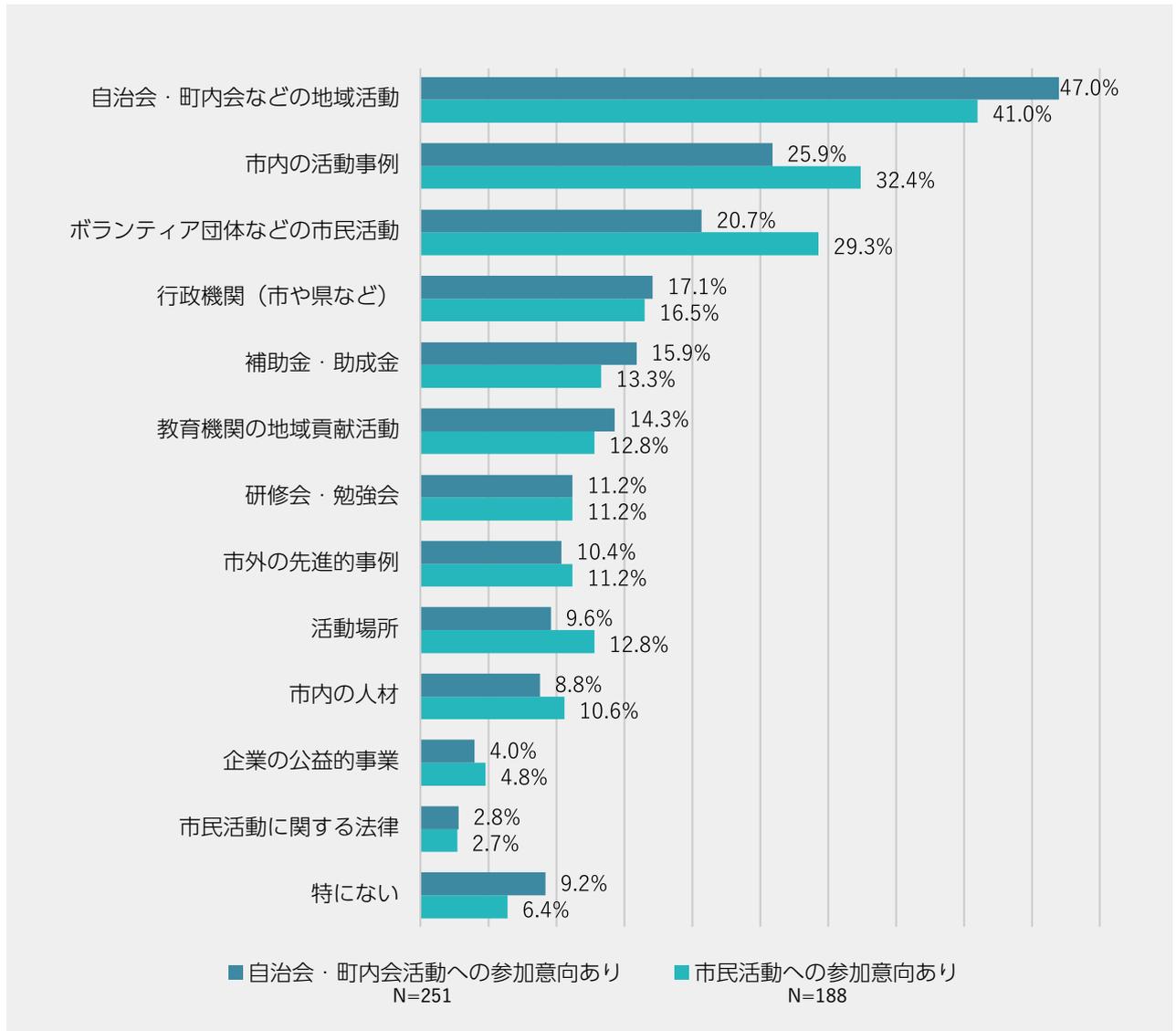
■情報の入手方法（あてはまるもの全て）

「広報しばた」「自治会・町内会の広報」が高い割合となっています。



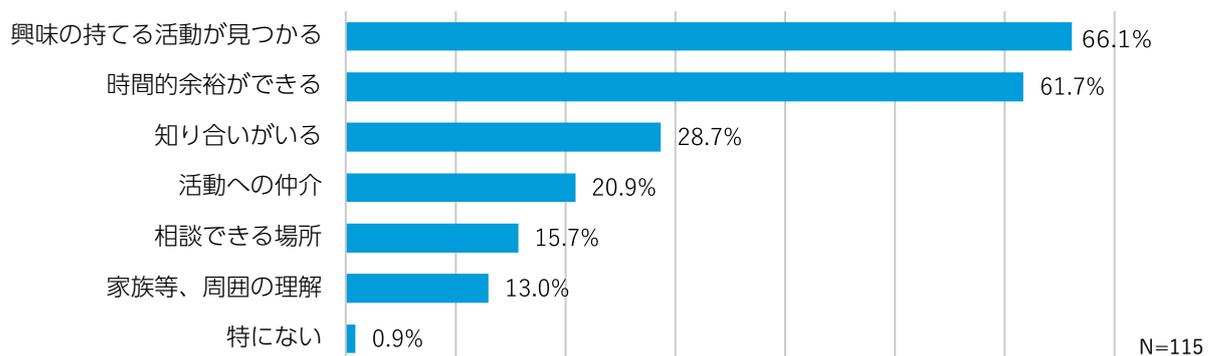
■興味のある情報（3つまで選択）

「自治会・町内会などの地域活動」「市内の活動事例の情報」「ボランティア団体などの市民活動」が高い割合になっています。



■今後、市民活動に参加しようと思うために必要なこと（3つまで選択）

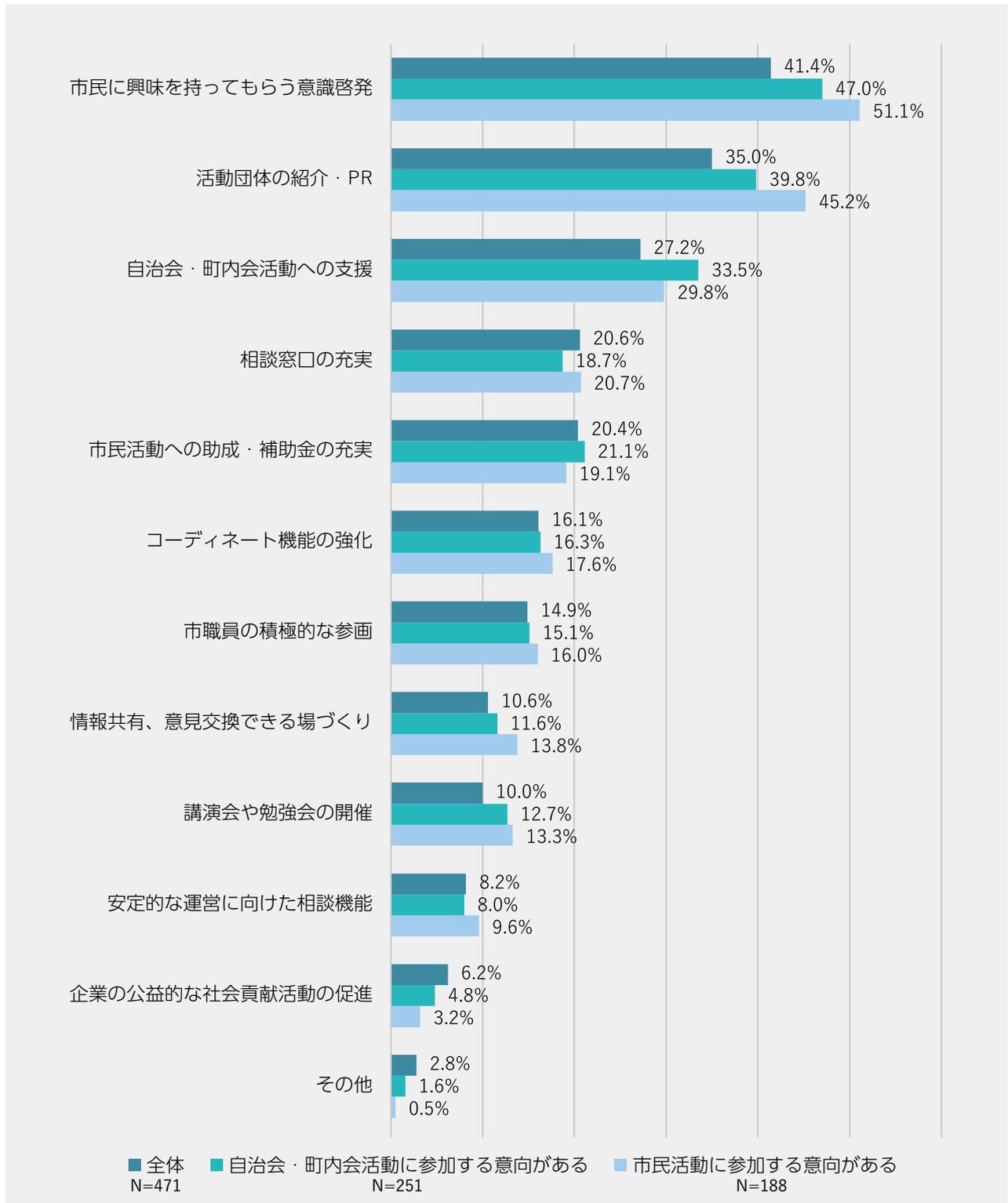
「興味をもてる活動が見つかること」「時間的な余裕ができること」が高い割合になっています。



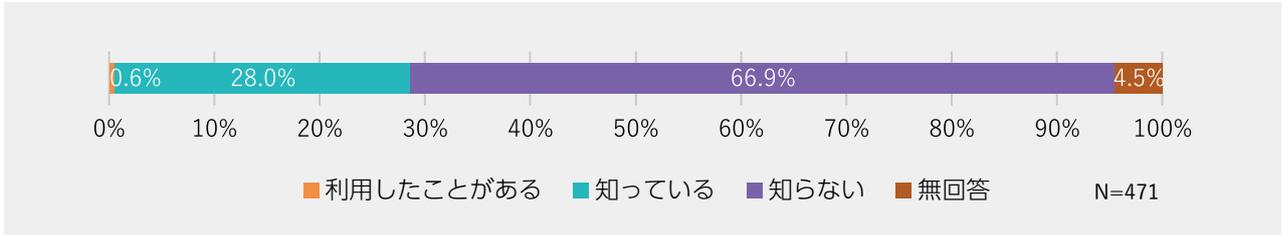
⑤協働のまちづくりを進めていくために必要な取組

■必要な取組（3つまで選択）

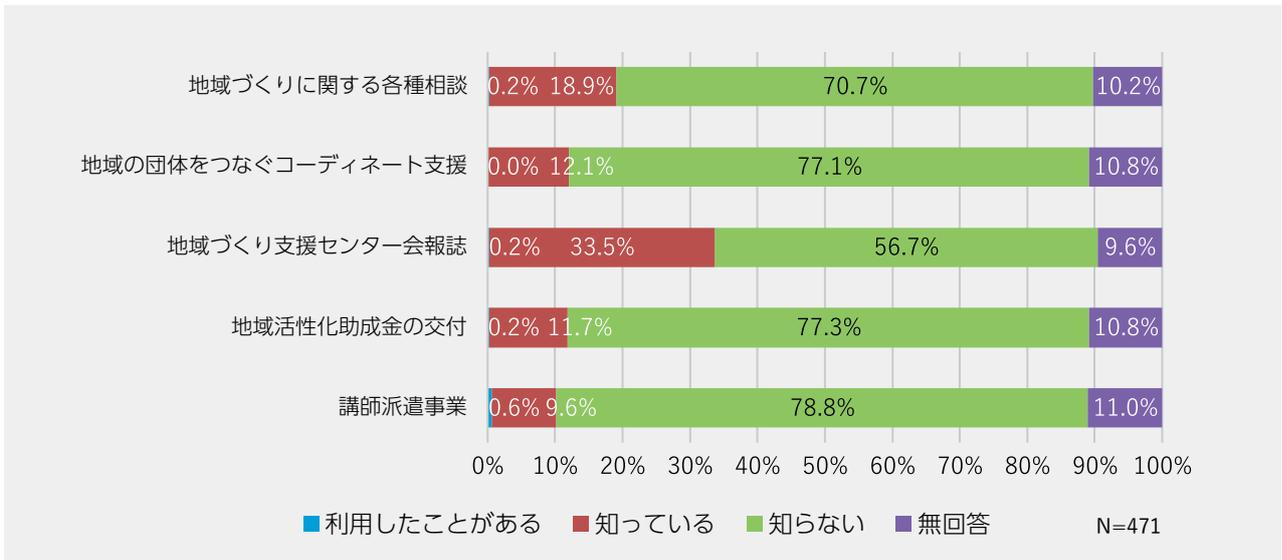
「今後、自治会・町内会活動に参加する意向がある」「今後、市民活動に参加意向がある」と答えた方では、「市民に興味を持ってもらう意識啓発」「活動紹介の紹介・PR」などで「全体」と比べて高い割合となっています。



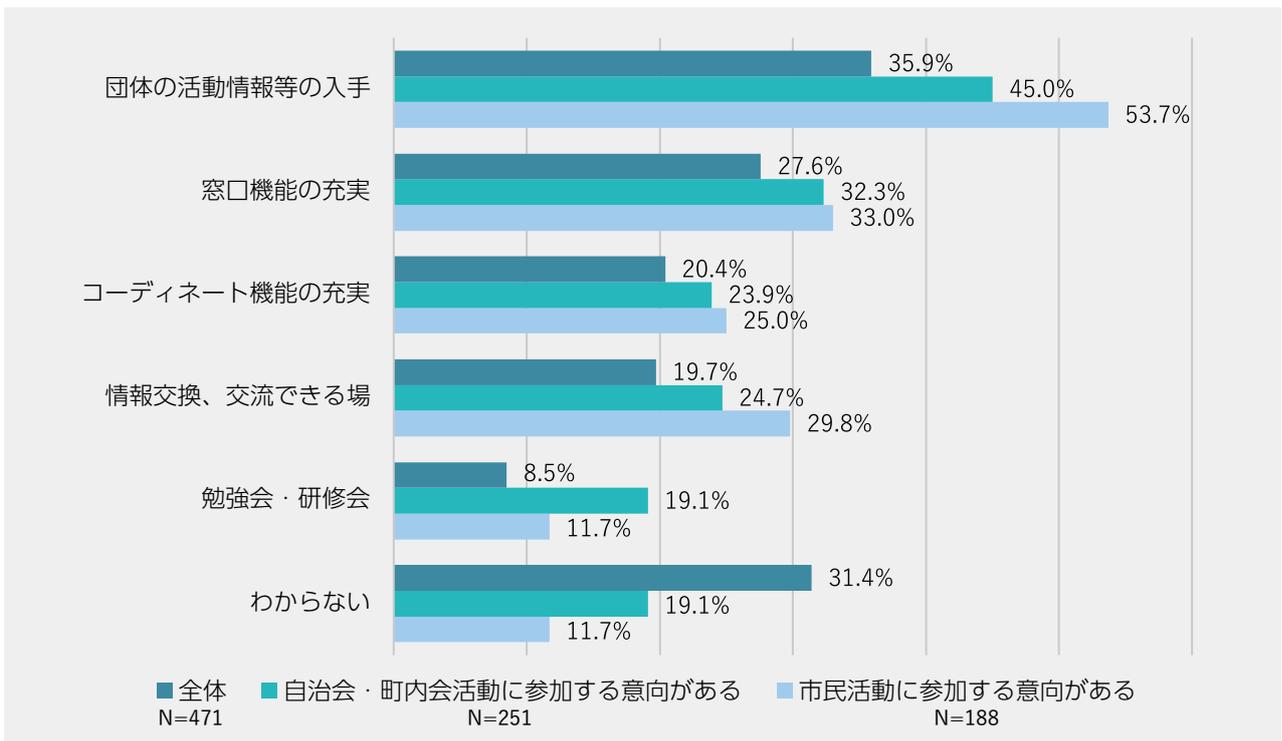
■ 中間支援組織（地域づくり支援センター）の認知度



■ 中間支援組織（地域づくり支援センター）が行っている取組の認知度



■ 中間支援組織（地域づくり支援センター）に必要な取組（2つまで選択）



【追加調査：概要】

対象・方法／①敬和学園大学（回答数 120）／インターネット上で実施

②職業能力開発短期大学校（回答数 140）／アンケート用紙により実施

実施期間／令和 2 年 8 月、9 月

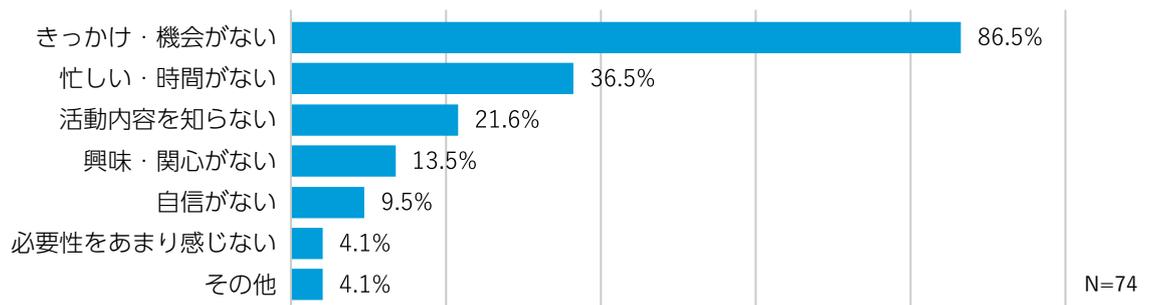
※合計回答数 260 のうち、新発田市内在住者 86 人の回答から本項目を整理しました。

①自治会・町内会活動

■参加状況



■参加していない理由



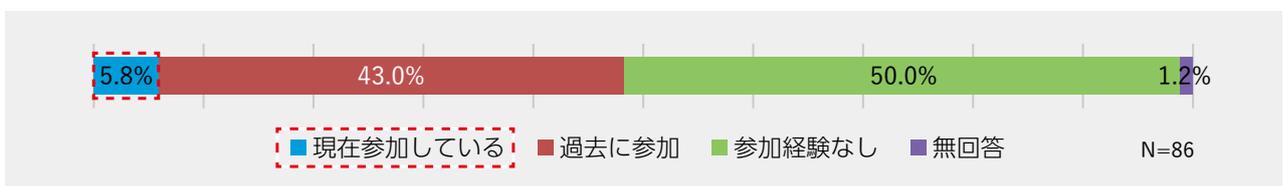
■今後の参加意向



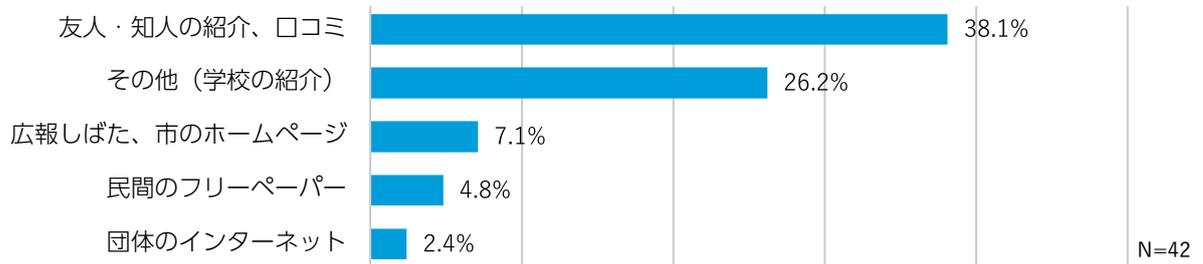
自治会・町内会活動に参加したことがある方は 11.8%、今後の参加意向は 56.5%（「積極的に参加したい」5.9%「できる範囲で参加したい」50.6%）となっています。

②ボランティア・NPO 等の市民活動

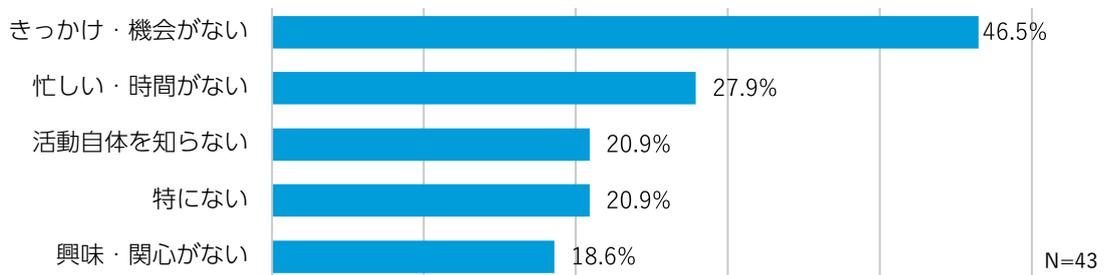
■参加状況



■活動を知ったきっかけ



■参加していない理由



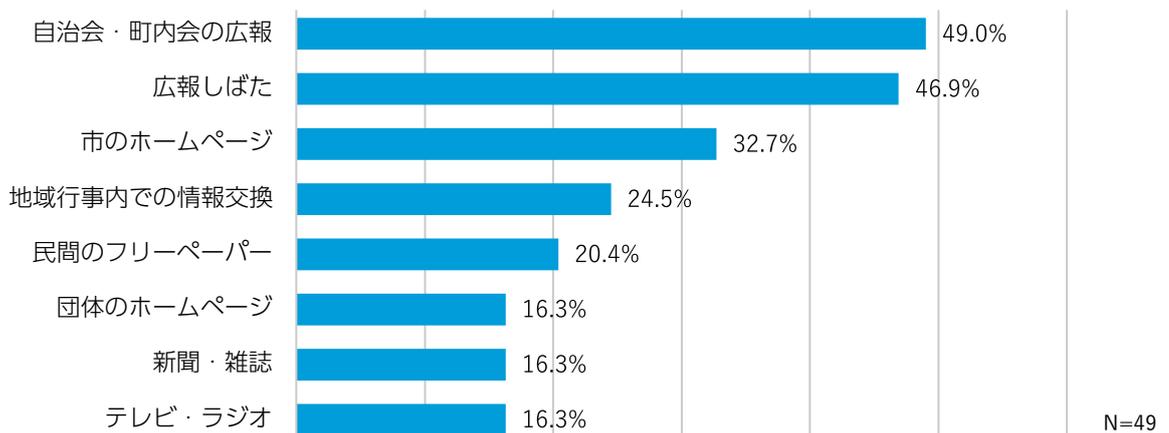
■今後の参加意向



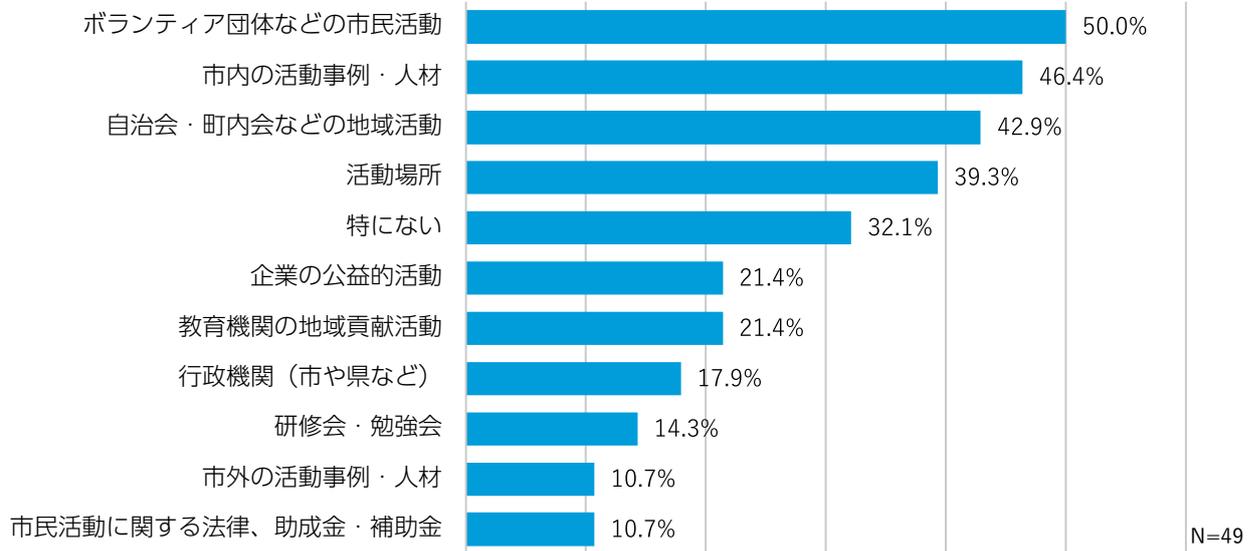
現在参加している方は 5.9%、今後の参加意向は 60.0%（「積極的に参加したい」 14.1% 「できる範囲で参加したい」 45.9%）となっています。

③今後、活動に参加する意向がある方の傾向（まとめ）

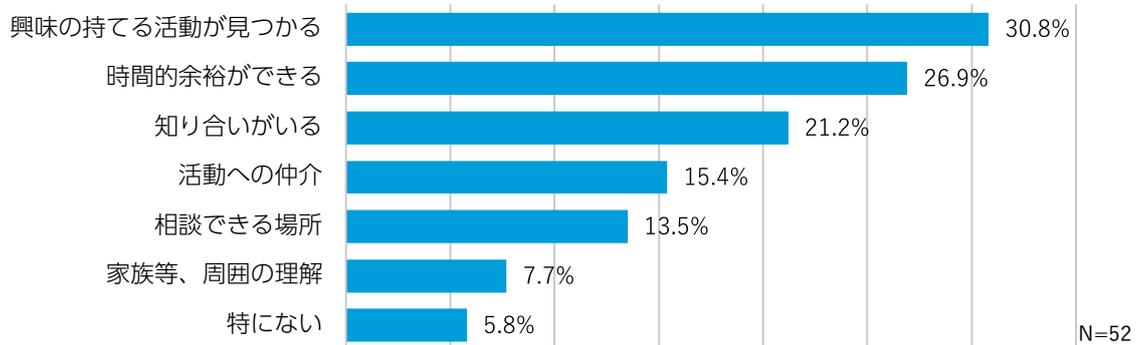
■情報の入手方法（あてはまるもの全て選択）



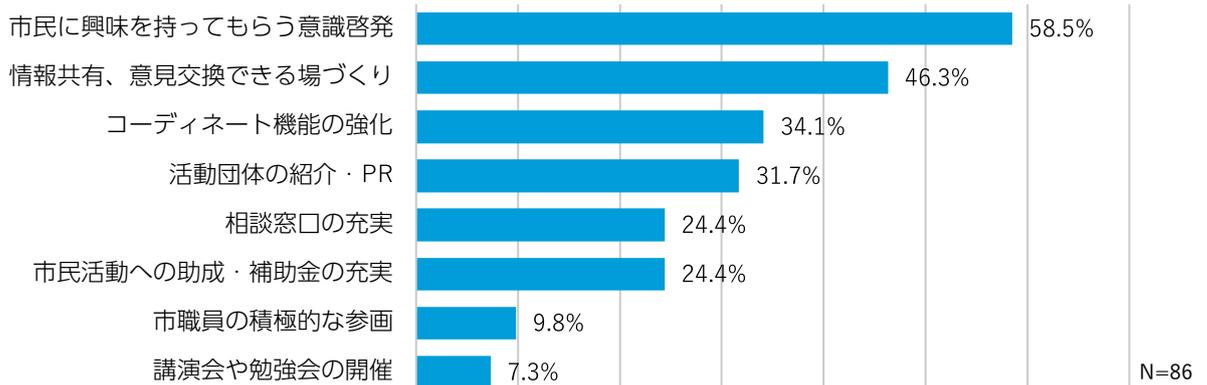
■興味のある情報（3つまで選択）



■今後、市民活動に参加しようと思うために必要なこと（3つまで選択）



④協働のまちづくりを進めていくために必要な取組（3つまで選択）



2 ヒアリング

【概要】

実 施：令和元年 10 月～令和 2 年 2 月

実施団体：23 団体（下表のとおり）

区分	団体名等（順不同）
地域組織	新発田市自治会連合会地区組織（11 団体）、新発田市保健自治会、新発田市民生委員児童委員協議会、新発田市防犯組合、新発田市防災協会、新発田市老人クラブ連合会、新発田市青少年健全育成市民会議
市民団体 （NPO 法人）	NPO 法人新発田市手をつなぐ育成会
企業、経済団体	(株)小野組、新発田商工会議所、紫雲寺商工会、加治川商工会
学校	敬和学園大学（ボランティアセンター）

【意見・課題等】

区分	主な意見・課題等
地域組織	<p>◎自治会・町内会関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校や子供会等と連携した多世代交流、防犯パトロール等を活発に行っているところがある。 ・ 災害時等、いざという時の対応に苦慮している。 ・ 少子高齢化による行事の廃止や規模縮小を検討する必要がある。 ・ 後継者育成、役員のなり手の確保。特に 1 年任期で会長交代する自治会・町内会は、前例踏襲で活動の変化が起きにくい。 <p>◎自治会・町内会以外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動費等、資金面の確保や新規会員（特に若い世代）や中心的に活動を担う人材育成・確保が必要である。 ・ 少子高齢化等、社会の変化に伴って組織の体制や運営方法の見直しを検討する必要がある。
市民団体 （NPO 法人）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時等、いざという時のために自治会や企業と連携したい。 ・ スタッフの待遇を少しでも良くしたい。
企業、経済団体	<p>◎企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単独では、地域を巻き込んだ社会貢献活動は難しい。自治会長のリーダーシップがとても重要である。 <p>◎経済団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近年、経営自体に問題はなくても後継ぎがいがないために廃業する個人事業主が見られるほか、労働者不足が深刻化している。 ・ 社会福祉協議会と連携した地域の見守り活動に取り組んでいる。 ・ 商工会の会員減少を想定した体制見直しを検討する必要がある。
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生が地域で活動するためにボランティアにも力を入れているが、単なる労務提供ではなく、お互いにやりがいや学びがあるウィンウィンの活動にすることが重要だと考えている。

計画の策定体制等

計画の策定にあたり、公募市民等で構成された「新発田市地域協働推進委員会」により、検討を行いました。

また、市民の意見を聴取するため、パブリックコメントを実施しました。

①新発田市地域協働推進委員会 設置要綱

(設置)

第1条 市民参画と協働による新発田市まちづくり基本条例（平成19年新発田市条例第1号。）に基づき、市民と市が対等の立場で意見を交わし、さらなる市民参画と協働による地域づくりの推進を図るため、新発田市地域協働推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 市民参画と協働による地域づくりに関する計画の策定に関すること。
- (2) 市民参画と協働による地域づくりに関する計画の進捗状況の確認に関すること。
- (3) 市民参画と協働による地域づくりに関する計画の推進に関すること。
- (4) その他市民参画と協働による地域づくりにおいて必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 公募による市民
- (2) 市長が必要と認める者
- (3) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌年度の末日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の報酬)

第5条 委員会の委員は、無報酬とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、新発田市市民まちづくり支援課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に際し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

②新発田市地域協働推進委員会 委員名簿（順不同）

委員名	役職名	備考
若桑 昭男		公募市民
浅羽 智美		公募市民
堀野 亘求	委員長	敬和学園大学
結城 由羽		敬和学園大学
渡邊 孝治		新発田市自治会連合会（令和2年3月31日まで）
川上 克義		新発田市自治会連合会
渡辺 安之		株式会社 花安新発田斎場
井伊 博人		夢づくりいたやま
時津 聖子		特定非営利活動法人 新発田市手をつなぐ育成会
川瀬 聖志		社会福祉法人 新発田市社会福祉協議会
片山 卓哉		新発田市地域おこし協力隊
渡邊 誠一	副委員長	新発田市市民まちづくり支援課

③新発田市地域協働推進委員会 開催状況

- 第1回 令和元年10月17日
- 第2回 令和2年6月16日
- 第3回 令和2年12月1日
- 第4回 令和3年1月21日
- 第5回 令和3年2月9日
- 第6回 令和3年3月17日

④パブリックコメント

令和3年2月15日～3月8日

新発田市地域協働推進計画

令和3年度 ▶ 令和9年度

策定 令和3年3月

編集 新発田市市民まちづくり支援課

〒957-8686 新潟県新発田市中心街3-3-3

TEL 0254-22-3030 HP <https://www.city.shibata.lg.jp/>

